

対象労働者であることを確認できる書類について

◆高年齢者（60歳以上）の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日において対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要です。

確認ポイント

★住民基本台帳により作成された官公署が発行する書類であって対象労働者の氏名・年齢が確認できる右記いずれかの書類

添付書類

- 運転免許証の写し
- 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）注1
- 住民基本台帳カードの写し（有効期限内のもの）注1
- 健康保険証の写し

注1 マイナンバーが記載された書類（マイナンバーカード含）は、本助成金手続きでの利用が認められておりません。（番号法第9条）

◆障害者の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日において対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要です。

確認ポイント

★身体障害者又は重度身体障害者の場合
★知的障害者又は重度知的障害者の場合
右記のいずれかの書類
※手帳だけでは重度であることが判明しない場合は、判定書も併せて提出してください。

添付書類

- 身体障害者手帳
- 療育手帳（名古屋市では愛護手帳）
- 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書

★精神障害者の場合
右記のいずれかの書類

- 精神障害者保健福祉手帳
- 主治医の意見書

◆母子家庭の母等の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日において対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要です。

確認ポイント

★右記いずれかの書類
※雇入日現在の状態が確認できない場合、対象労働者がDV被害者の場合は、別の書類が必要となりますので、あいち雇用助成室までご連絡ください。
※児童扶養手当証書及び母子家庭等医療費受給資格者証につきましては、有効期限内に雇入日が含まれている必要があります。

添付書類

- 児童扶養手当証書
→児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けている方
- 母子家庭等医療費受給資格者証
- 国民年金証書
→国民年金法に基づき遺族基礎年金の給付を受けている方
※雇入日以降に入金が確認できる書類の添付をお願いします。

◆父子家庭の父の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日に対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要となります。

確認ポイント

★児童扶養手当を受給していることが確認できる書類

添付書類

◆発達障害・難治性疾患患者の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日に対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要となります。

確認ポイント	添付書類
★ 対象労働者であることを確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/> 発達障害者 → ①を添付してください。 (対象労働者の氏名、発達障害者であることが確認できるもの)
①医師の診断書	
②医療受給者証（特定医療費（指定難病）受給者証）	<input type="checkbox"/> 難治性疾患患者→ ①または②のいずれかを添付してください。

◆中高年層安定雇用支援の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日に対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要となります。

確認ポイント	添付書類
★住民基本台帳により作成された官公署が発行する書類であって労働者の氏名・年齢が確認できる右記いずれかの書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し（マイナンバーの記載がないものの） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの写し（有効期限内のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し

◆生活保護受給者・生活困窮者の方を雇い入れた場合

※雇い入れた日に対象労働者であることが確認できる書類の写しが必要となります。

確認ポイント	添付書類
★対象労働者であることを確認できる書類（写し）	★都道府県等から安定所に対し就労支援の要請がなされていることが確認できる書類（安定所が支援候補者を選定した場合は、安定所の支援候補者の選定に係る連絡書）の写し、または被保護者就労支援事業の対象者として支援を受けた者であることが確認できる書面（都道府県等の支援機関が発行する証明書）の写し、もしくは生活困窮者自立支援法第3条第2項第1号に規定する事業の対象者として支援を受けた者であることが確認できる書類（都道府県等の支援機関が発行する証明書）の写し。 (注)他の書類の提出を求めることができます。

◆上記書類がない等ご不明な点がございましたら「あいち雇用助成室 特定求職者雇用開発助成金担当」
TEL 052-219-5519までお問い合わせください。